

公益財団法人イノアック国際教育振興財団奨学生給付ガイドライン

【 目的 】

日本から海外の大学等に留学する者及び、海外から日本の大学等へ留学する者に対する奨学援助に関する事業を行い、わが国と諸外国との相互理解の促進に寄与するとともに、世界に貢献できる人材の育成に寄与することを目的とする。

【 事業 】

- (1) 日本人学生の海外留学に対する奨学生の支給。
- (2) 外国人留学生に対する奨学生の支給。
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

【 応募 】

- (1) 応募する者は自ら学ぶ意欲が高く、学業に精進している者であること。
- (2) 学校（学長又は学部長）推薦があること。

【 採用 】

応募者の応募書類、筆記試験、集団面接を通して第一次選考を行い、面接による第二次選考により合格者を内定し、理事会での承認を得て、各学校宛に合格の旨を伝える。

【 奨学生の義務 】

- (1) 一層学業に精進し健康に留意して、本財団の期待する奨学生に相応しい態度であること。
- (2) 奨学生は学業のために使い、他の目的に使用しないこと。
- (3) 本財団が実施する行事に参画し、奨学生相互の啓発向上に努め、志を高めること。
- (4) 以下の事項が生じた時は、ただちに届け出ること。
 - ① 本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があったとき。
 - ② 休学、復学、転学、留学、停学、退学など学籍上の異動があったとき。
 - ③ 他の奨学生制度による奨学生の受給が決まったとき。
- (5) ガイドラインに著しく違背したときは、奨学生の一部または全額を返還すること。

特別の理由がなく上記（1）～（5）の義務を怠ったときは、奨学生の支給を停止します。

【 奨学生終了後の心構え 】

本財団では、「ご縁」があつた方々との繋がりを大切に考えております。奨学生終了後も連絡が取れるようにしてください。

- (1) 奨学生終了後も氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の事項に変更があつた場合には本財団までお知らせ下さい。
- (2) 就職・転職等の場合には、本財団までお知らせ下さい。
- (3) 研究の成果、書籍の出版、新聞への掲載、論文の発表等の報告は大歓迎です。